

生駒市市民自治検討委員会第2回調査部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただ今から生駒市市民自治検討委員会第2回調査部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

まず、当部会の検討事項ですが、過日の第2回地域コミュニティ部会におきまして、部会での検討終了後、当日当該部会を傍聴されておりました方々に部会長が意見を求められたところ、先進7市町の条例を受けた生駒市としての考え方の例示について、なぜその例示とされたのかについての事務局の説明がなされていないとの意見がございました。

この生駒市としての考え方の例示については、事務局内でも例示として示すべきか否かについて議論がございました。すなわち、基本構想として各項目の考え方を導き出す検討材料としては、7市町の条例を比較検討することとし、例示は必要ないのではという意見と、例示することで基本構想を導き出す議論のきっかけになり、検討に入りやすいという意見があり、その結果、時間的な制約もある中で、検討に当たっては例示があった方がスムーズな議論に入れるのではとの結論に至ったところであります。

その上で、この例示についての考え方ではありますが、先ず、本年度は各項目の考え方を整理し、基本構想として条例の骨格を検討することとしており、条文の案については、この基本構想を踏まえて次年度で議論願うこととしていること、また、各項目に対する7市町の条例については、表現の違いこそあれ、その趣旨、考え方は大同小異であり、各市町の条文で述べたいことを端的に言い表したものを参考として例示し、部会ごとの議論に当たっての導入のしやすさを念頭においたものであって、先程申し上げましたとおり、議論しやすい表現、理解しやすい表現を考えた結果であり、今後ともこの考え方に従って資料を作成して参りたいと存じますので、御理解いただきたいと思います。

なお、各項目ごとの考え方、いわゆる基本構想の検討の中で、例示の表現の内容について御議論いただくことはやぶさかではございませんが、本年度はあくまでも基本構想として、条例案の骨格となる各項目の考え方を整理することを主眼としておりますので、この点につきましてもよろしくお願いを申し上げます。

< 部会長 >

それでは、審議に入りたいと思います。今の説明で質問はございませんでしょうか。

< 事務局 >

例示の中で、こういうことも盛り込んでいったほうが良いというのであればご議論いただいて、基本構想の中に入れていただければと思います。

それでは、資料の読み上げをさせていただきます。

(1) 行政組織・体制

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

今、読み上げて頂きましたが、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

< 李委員 >

厳密な言葉の違いをお伺いしたいのですが、組織の横断的な調整というのと、組織の執行体制というのと、強弱があるような気がするんですけども、執行体制というのと調整というのでは、執行体制というほうが組織間の連携がとれて、すぐに行動に移せるような感じがするんですけども。

< 部会長 >

伊賀市の場合は執行体制の整備となっていますね。執行体制の整備というのは条文そのものですね。この条文を設定している趣旨は、今の役所は市民にとって分かりにくくて、執行体制としても非効率で、縦割りでどこに行ったらいいか分からない。だから、横断的調整と言っていると思うんですけども。そういう主旨でないですか。

< 李委員 >

調整は必要だと思うんですけど、調整はどこが責任をとってするのかというのが、次の段階が分からないというのが市民活動しているときにじれったく感じるところがあったんですね。だから、期待を込めて、執行体制というところで市民に分かりやすい形にしていだけたらと思います。

< 部会長 >

責任体制の明確化ということですね。それは文章で入っていないのかな、他のところは。私もこの文章には違和感がある。機能的に結構重点がありますからね。機能的の中味を言って欲しかった。

< 事務局 >

執行体制というのは主にソフト面を言っているのであって、組織の整備というのは市長を含めた、課・係とかハード面という意味合いで述べています。生駒市で考えている案についてはわかりやすい、また横の連携も取り合って、機能的・効率的な組織運営をしましょうと。組織と言いますんで、ハードといますか、それを整備すると捉えられていないでしょうか。どちらが良いと言うのはなかなか難しいと思います。組織をハードとして捉えるならば、執行体制というのはハードも含めたソフト面といいますか、それも網羅しているという捉え方をここでは皆さんはされているのかは研究不足なんです。

< 李委員 >

両方あったらいいんですよね。

< 事務局 >

そうですね。それが明確に言えたらいいんですけどね。

< 部会長 >

だから、執行も含めて最近言われているのは組織のフラット化が言われているんですけど、つまり起案から決定まで判子が7個いる。それが4個にならないか。そのためには職階制を変えないといけないんですけども。今のは、要するに中間管理職が判子を押しもんだから、だんだん現場が分からない人が判子を押しようになって、気に食わないとことかは判子を横に押ししたりして、なかなか決まらない感じになって、そのうちやむやになってしまうとか、そういう議論もあります。そういう意味で機能的とか含まれるとすれば、早く意思決定をするということに応えられる組織体制という風に考えればいいのでないかという感じがする。今、稟議書、判子何個ついていますか。6つ、7つ？ それで4つ位にならないかという話です。

< 首藤委員 >

質問いいですか。行政組織というのはどこまでの範囲を想定しているのか。普通は生駒市というところですけど、生駒市の行政組織として関連団体、社会福祉協議会とか連合会とかありますね。そういった範囲も含めて想定しているのですかね。

< 部会長 >

そこは想定していないのでないのですかね。要するに生駒市役所ですね。

< 首藤委員 >

市民自治が進んでくると、そういうところはたくさん生まれてくる訳ですね。こういう市民自治組織を推進する連合会とか。こういうところについては、この条例では含めていないのですか。

< 部会長 >

条例の中に行政関連団体も含めて規定するかどうかは選択ですよ。

< 首藤委員 >

私が一番分からなかったのは、社会福祉推進協議会があるんですけど、ここは生駒市の行政組織から外れているような形になっているんですけど、結構色んな事を推進しているんですね。そういうところまで含めると、市民自治条例なのかどうか。

< 部会長 >

普通は行政関連団体は含んでいないですよ。というのは行政関連団体といいましても社会福祉協議会は法人格を持っていて別団体ですよ。

< 首藤委員 >

しかし、生駒市の市政を推進しているわけですよ。そこに社会福祉の色んな政策を推進しているわけですよ。

< 部会長 >

市民協働という意味では、そういう行政の一部を担うような民間団体についてもある程度統一して議論できると本当はいいですよ。

< 首藤委員 >

この条例の中には入っていないということですよ。ただ、そういうところが市民にとっては見えにくいかなと、(自治)連合会とか民生委員とかありますけど、民生委員がどう動いているのかというのは一般市民の方は分からないわけですよ。協働もそうですけど、もう一つよく見えていないですよ。

< 部会長 >

特にそういった行政関連団体というのは行政の下請けで、あまり自主的に動く余地がなくて、補助金があるというしがらみもあり、そういう意味での従来の行政関連団体というのをどういうふうに市民協働の時代に自治的な組織に変えていくのかという議論はあってもいいと思います。その中で自治基本条例の中に位置付けるかどうかは別として、そういう射程で議論してもいいんじゃないかと思います。

< 首藤委員 >

だから新しいNPO法人を立ち上げたときに、そういった既存組織が邪魔をしているという人もあるわけですよ。そういう意見もあります。今回は含んでいないということなので、いいと思います。

< 部会長 >

一応のポイントですよ。自治基本条例の範囲を明確にしておいて、だけど不足する分は別に決めるとか。例えばNPO、ボランティアと行政との協働に関する条例とか。奈良市は作っていますよね。中川先生も入ってもらって今の(奈良市)市長に答申したんですかね。そういうのはあっていいんですよ。当面、基本条例は市役所を基本として議論すること。ここは基本構想案の文章も変えてもいいのではないかと。例えば、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつとか。そういう風な文章にし

てもいいのではないかと思います。縦割りとか責任を回避してたらいまわしにするとか多いですね。そういうときは責任を明確にというのが必要なのではと思います。ほかの所は入っていないです、不思議な事に。説明責任ですね、この話は。説明責任は他のところで出てきますね。責任を明確にするというのは、分権の議論があるわけですけど、庁内分権。生駒市は小さいけど、大阪市では都市内分権、例えば区役所にどういう権限を下ろすかということもあるし、市役所の中で言えば、課レベル・係レベルでどのあたりまで権限を規定するか、どこで判断するか、そういうのを今の仕組みであれば全部稟議しないといけなくなり、最終的には市長になるわけですから、判断をどこでするかというのが遅くなる。特に現場では。そういう意味で庁内分権を進めるためには責任の明確化が必要となる。福祉とかでは特にそうですね。例えばワンポイントサービスなんていう場合には、保健師とケースワーカーと二人いて相談した人がその場でどういう行政サービスを受けられるか決定するという事になると、一発で終わるわけですがけれども、実際にはあっち行って、こっち行ってとなり、3日くらい足を運ばないといけなくなる。それが機能的にという事だと思いますし。権限を明確にしないとグルグル巻きになる。私の提案は責任を明確にということを入れたらという事です。

そしたら、次の項目に行きます。

(2) 法務体制・法令遵守・公益通報

<事務局> 検討資料読み上げ

参考資料読み上げ

<部会長>

ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

<入口委員>

一回目欠席でしたので確認をしたいのですが、この委員会のできる条例は、これを頭にし

て、例えば今のコンプライアンス条例がぶら下がったり、緑関係の条例がぶら下がったり、手続き関係の条例がぶら下がったり、という風に理解してよろしいでしょうか。

<事務局>

これが一番最も条例になると思います。憲法といいますか、色んな法律がぶら下がっています。私どもが考えているのは、この条例が憲法の代わりになるという風に見たときに、色んな条例がぶら下がっている。その中にコンプライアンス条例も入っている、行政手続き条例も入っているということになっています。憲法が出来てそれに基づいて法律が出来るとというのが本当なんです、例えば既に情報公開条例が出来ていますし、後追いになってくる条文もあります。

<入口委員>

そういう位置づけでいいんですね。要は下にぶら下がる条例についてはある程度イメージしながら今回の条例を作っていこうということでもいいのでしょうか。

<部会長>

それで結構かと思います。この場合は法令遵守推進条例が先に出来ましたので、これが自治基本条例に抵触するかどうかは出来た段階できちんと議論するということですね。

<入口委員>

ある程度イメージした方がいいのではないかと。一つ一つ検討するのは勿論ですが。なかなか理解しにくいです。これを公表するわけですよ、市民に。そういったときに、何これ、何すんのこれとなったときにわからないとなる。具体的には、基本立ててこういう風につくっていけばというのを、例えば、生駒市はこれとこれとこれをやりましょうというのを一枚ものにしたらいいのではないかと。

< 部会長 >

だから、自治基本条例というのがあって、その下に他の市だとかんなのがある、生駒市だとかんなのがある、出来ているものは四角で囲んで、出来ていないのであれば・・・と、ここまでやると、全体がわかりやすくなるかなと思います。

< 首藤委員 >

一番最初の幹事会のときに提起したんですけど、委員長が時間が無いからということで1年間でやるということで、どんどん進んできているわけなんですよ。これはいずれにしてもコミュニティ部会で市民に諮るときに、何のために、どういう目的で、どんなパワーがある条例なのかを明確にしないと、市民は分かりませんよね。だから、もう一度最後に議論しないといけないと思う。12月にシンポジウムすると思いますが、動員する時にものすごく困ると思う。コミュニティ部会の人はどういう風に動員するか困っています。もっと具体的にどういう風に推進していくのかをある程度想定して、市民を引き付けられないといけない。だから、委員会で、福祉とかで具体的に市民に伝えないと、ピンときませんよと。そういった具体論として市民に関係ありますよと言わないと、多分これは条例だけ出したら、委員のなかでも訳分からん人がおられるのですから。最後にまたシンポジウムの前に整理しないといけないと思う。

< 部会長 >

それはすぐできるでしょうね。イメージとして。

< 首藤委員 >

市民から見たらこれがなぜ必要なのか、自分たちの生活にどういう影響があるのかというのを明確にしないといけないと思う。そういうことを規定していかないといけない。

< 部会長 >

それは引き続き議論していきましょう。基本構想を出すときに前文として出てこないといけないと思いますが。

< 事務局 >

先ほど説明させていただいた条例(生駒市法令順守推進条例)は11月1日施行ですので、例示の中の3行書いている中で、一番下の、市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。とありますが、これは定めていますので、後先がどちらになるか分かりませんが、こういう定め方をするのか、あるいは仕組みを制限し、適切に運用しなければならないと、こういう言い方もいいかなという気はします。ここで書いていますのは仕組みをとということです、仕組みの中では条例もありますでしょうし、色んなツールがありますので、ここでは仕組みを定めなければならないという事が、今、条例ができていますけど、色んなツールを作っていくということで、間違いではないんです。

< 部会長 >

もう一歩前に進めなくてははいけませんね。仕組みを定めるだけでなく、適切に運用しなくてははいけません。そういう風に直さないといけませんね。

< 首藤委員 >

生駒市法令遵守推進条例は法的拘束力はあるのですか。

< 部会長 >

あります。ですから広くしなくてははいけません。職員は、これが一番難しいでしょう。どれが要望の中なのか。

< 首藤委員 >

一番引っかかるのは2ページ目の要望の公表のところですが、自治会の要望というのは地域エゴですわね。私の住んでいるところでは、公民館の土地が空いたから土地を買い上げると市長に要望書を出しているんですが、私が見てもこれは地域エゴやなど、財政厳しいのに。2、3億で買えということですよ。北でも南でもやっていますやん、なんでうちやったらあかんのと言っているんですが、こんなみんな地域エゴですよ。こんな市長みんな公表しますやん。こんなあがってまっせと。こんな自治会からあがってくるのは要望ですわ。地域エゴですわ。

< 部会長 >

ですから、地域エゴも公表するわけですね。どこまで公表するかは別にして。ただ、不適切な要求は審査しますが、地域エゴに関しては基礎ですよ、自治の。それぞれ自分ところが良かれと思って要求するわけですから、適正な要望ですよ。それをどうするか議会と市長が判断すればいいわけで、地域エゴがないと地域はあきませんから。地域エゴ出てくるのはいいことですよ。民主主義の基礎ですよ。

< 首藤委員 >

一定の力が働いて、それが実行されたら？

< 部会長 >

それは口利きです。前市長の汚職とか、力のある人が何か言ってくるとか、あと人事ですよ。職員採用とか。何とかならんかとかになったら、記録するんですよ。その記録をちゃんととれるかどうかですね、職員が。電話も全部広げないといけないから。そのためには評価システムを条例の推進状況の評価しないとイケない。どんな要望があって、どう対応したか公表しなければならない。それは入っているんじゃないですか。奈良県内では初めてで

ないですか。神戸市は早かった。議会の不祥事があったから。京都市もやっていますね。これが一番職場風土を変えるかな。

< 首藤委員 >

3枚目の公益目的通報制度、これは丁寧に作っていますね。

< 部会長 >

たれこみですから。たれこみした人間を保護するんです、これは。公益通報制度を作ったんですけどどうでしょう。わからないね、見えないから。だけど、結構似たものとしては公正取引委員会の談合事件がありますが、公正取引妨害罪ね。一番大きいやつなんですね、この通報制度は。業者間の競争もあって、そこからたれこみがあるわけですね。だいたいそこからばれるわけです。和歌山県知事もそうです。枚方市長も。これ自身見えないけど、機能しつつある。恥ずかしいですけど。

今のところ、基本構想案のところの仕組みを定めるを変えて、仕組みを定め、適切な運用をしなければならないと変えたほうがいいですね、条例できていますからね。

それでは次行きましょう。

(3) 職員政策

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 小笹委員 >

確かに長の責務はある程度あるんですけど、伊賀市では具体的に職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない、とありますよね。現行の法務体制の充実というのがありましたけど、そういうことが求められているのでなくて、そういうことを職員政策として興

しといたほうがいいのではないかなと思うんですが。実際、その法務体制を充実させるという
いみで、現状の研修システムの充実ということが今の自治体に問われていると思うんですけ
ど、敢えて職員政策として興しておいたほうが明確になるし、前のほうともきっちり繋がる
のではないかと思います。

< 部会長 >

具体的に言うと既に議論が終わっていますけど、(5)の執行機関・職員の責務が繋がっ
ていますが、これを分けて執行機関の責務と職員の責務にして、職員の責務という項目を
興しておいたほうがいいという事ですね。

< 小笹委員 >

むしろ、伊賀市の場合は主語が市はとなってますよね。市が職員の研修の充実に努めなけ
ればならないとなってますので、長の責務になるのかなと。その辺は良く分かりませんが。
もしくは、職員政策という項目を興すか。

< 田中委員 >

それに関連してよろしいでしょうか。多摩市の市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、
この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。伊賀市は政策研究及び研修シス
テムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。となってま
すが、より具体的で分かりやすいですよ。そういう具体的な書き方で書いたほうがいいと
思います。

< 部会長 >

例えば、職員政策については例えば多摩市の第3項を生かすとか、条例の趣旨を生かして
働かないといけませんよという言い方をするとか。それから、伊賀市の第2項とか。少しピ

ックアップして整理してもらったほうがいいのではないか。

<事務局>

田中委員がおっしゃたのは、条例を作っていくときに詳しくしておいたほうが明確でいいだろうと。小笹委員がおっしゃたのは職員己のことを言っていると。市としても職員の自己啓発、知識を高めるような一文を入れておく必要があるという事なんですね。入れ方については田中委員がおっしゃた、細かく入れるか、抽象的に入れるかですが、意見を賜っておいて、その部分を基本構想の中に入れるかどうかですね。

ということは、職員政策の項目の前書きという形で多摩市の第3項、伊賀市の第2項の条文を例示させて頂いて、この内容を基本構想とするということで市長の責務、職員の責務を具体化した内容の職員政策の項目を残すという形でよろしいでしょうか。

<部会長>

そうですね。条例が職員を拘束する、研修についても市を拘束するという点を明確にすべきですよ。市の職員は自治基本条例で自分たちが拘束されるとは思っていないんでないでしょうか。これはまた作っていただいて議論していきましょう。

昨日、ある市の地域ボランティアセンターの勉強会をやったんですけど、社会福祉法を持ってきてと言ったらないんですよ。社会福祉法を持ってきてと言ったら倉庫から持ってきました。平成10年の六法です。さっきの法務政策、各係に法律を置いておかなければ。結局仕事は通達で仕事をしているわけですよ。だけど、通達は失効しているわけですから、2000年4月以降は。それを金科玉条みたいにしてやっている現場だと思う。法務政策は自分たちで法律を解釈、つまり担当の主査が法律を読んでどう解釈するかを訓練しなくてはいけない。条例もそうです。自分で読んで設計しなくてはいけない。そういう意味での訓練は必要です。

それでは次、お願いします。

(4) 行政手続

<事務局> 資料読み上げ

<首藤委員>

生駒市で対応できる条例とかどのくらいあるんでしょうか。機関委任事務とか、都市計画法でも、国とか県でやっているものが多いでしょう。生駒市の中で手続きできる条例はどの位あるのでしょうかね。

<部会長>

基本的に生駒市でやっている仕事は全部条例でやっています。規則と。機関委任事務も2000年4月以降無いです。

<首藤委員>

だからね、過去に生駒市に色々言うとこれは国が決めたということが多いでしょ。

<部会長>

だからそれも言えないことになっています。機関委任事務に基づく規則でやったならば、条例化しなければならない。残っていたとしたら問題です。

<首藤委員>

条例化しないといけないとはどういう意味ですか。

<部会長>

ですから、機関委任事務というのは法律に基づいて規則でやるのが特色です。それが機関委任事務制度が廃止されたので、生駒市がやる場合には法律に基づいた条例で執行について

の対応を規定する必要がある。そういう意味で条例化ができてきているのかなと。

< 首藤委員 >

今回ね、地方分権化によって県とか生駒市のほうに分権化されてくるのかどうかですね。

< 部会長 >

形としてはしているんですね。ですからさっき言った通達が失効しているということですね。通達で仕事をしてはいけないという事になっている。それが現場にどのくらい浸透しているかどうかですね。どうでしょうか。

< 事務局 >

国が決めたことと職員が言う中には、法律の中で規定されている部分については国が決められていますよ、それについては条例で決めようが無いわけですから、条例で決めるという事については法律の範囲内となっておりますので、法律の範囲内で決められていることに関しては国が決められていることですので、それはどうもできませんよということを申し上げる場合があると思います。

< 部会長 >

それも本当はね、国でなくて法律で決まっていますと言えればいいのであって、国が決めていますというと国の指示待ちということになってしまうので、法律で決まっております、生駒市ではこうやっていますと言えればいいと思います。

< 事務局 >

説明の仕方だと思うんですけど、いかにも国が決めた事ですからという言い方だと思うんですけどね。

< 首藤委員 >

実際、法律だけでなく通達がいっぱい出ていますよね。

< 部会長 >

確かに通達はいっぱい出ていますが、それに従うかどうかは生駒市が決める。

< 事務局 >

基準があったりしますので、基準の中で条例でどうで定めるのかというのがあります。ですから、条例で全部決められることはない。

< 首藤委員 >

市民から見てどこまでが県の権限で、どこまでが市の権限なのかもう一つよく分からない。それで生駒市は降りてくるんですけど、バツと突っ込んでくると、それは国で決まっていますんでということになるでしょ。

< 事務局 >

事務をここまでは国です、ここまでは県です、ここまでは市ですという説明の仕方は出来ませんので、例えばこの事務はどうですかと聞かれたら、これは国が決めています、これは市が決めていますという説明はできますが、何も聞かれないのにこの事務はどうですよという説明は難しいです。

< 首藤委員 >

不服審査の窓口にはなれるんですか。国のVAでも生駒市を通じて実施された場合でも生駒市の不服審査の窓口にはなれるんですか。

<事務局>

市がした処分については市が窓口になると思います。

<部会長>

窓口というか不服審査の対象だから、処分庁が市になり、審査庁が県となる。裁判のときも市が被告となり、国が被告となることはない。

<事務局>

この条例の中で生駒市に関わる処分以外の国の部分について、生駒市に審査の対象にしてくれというのはないかとは思いますが。

<部会長>

例えば水路は国の財産でしたが、市の管理となっていますよね。だから水路に関する処分する権限が市にあるわけですよね。そういう事例はあるんじゃないですかね。

<事務局>

生駒市の権限でないですけど、国の行政指導ということはありますよね。

<部会長>

行政指導という言葉がもうないんですよ。あるのは技術的助言とか勧告とか地方自治法第262条に書いてある国の関与というところに出てくるわけ。だから地方自治法のそこを読まないと駄目なんです。指導という概念はなくなったんだから。国と市町村との間にも。都道府県と市町村の間も同じですよ。県が指導したらいかんのですから。できるのは助言だけです。国と市町村、県と市町村との関係で言えば98%助言ですね。あとは、勧告とか。やっかいなのは業者に対する行政指導が残っているということですね。許認可権あるし。そ

ういうのには指導があるわけですね、いくらでも。行政機関同士の間では上下関係なくなつたので指導は関係ないですね。

< 事務局 >

連絡でもこうして下さいというのは、参考ですかね。

< 部会長 >

そうですね。従うかどうかは市の判断で、従わなくて国から不利益処分を受けたら情報公開をしたらいいわけですから。

< 首藤委員 >

これは行政手続法でこういう風に決められたという事は、生駒市として今後色んな条例を作られるということを想定して手続きを決めていると考えたらいいのですかね。

< 事務局 >

これは行政手続法という法律に基づいて、こういう風に作らなければならないと、細かい事項については、ということで、そのぶら下がりで作ってます。

< 首藤委員 >

作っているからここに入れていると。行政としてはこれがあるから、総体系する意味でもここに載せているという考え方でいいのですか。

< 事務局 >

例えば、市が不利益処分とか行政指導するときには、ルールが必要です。行政指導するにしても一定のルール作りが必要ということで行政手続法が出来て、それに基づいて市の条例

を定めました。市民の権利とかを制約をしなくてはいけないというときに、こういったルールで適正にやりなさいという条例を法に基づいて定めたものですので、どこの市町村でも必要な部分だと思います。

< 首藤委員 >

これからは生駒市で市民自治を推進していくとして、市民からの要望に基づいて市民の生活ルールを作る条例ができるとして、例えばごみの袋はこうしなければならないとか、そういうことを想定して、それに対して市民の不服を吸収していくための行政手続法みたいなものが今後使われていくための対応ということでもいいですね。

< 部会長 >

だから第2条の(5)に不利益処分がありますが、行政処分を行政が行うときに市民に対して権利を制限するときに、市民の権利を守るために条例を作っているわけです。例えば、ポイ捨て禁止条例、この場合に過料を課す場合に不服申し立てができるわけです。そのことを言っておかないといけないわけです。こういう手続きがありますよという事を。あなたの権利は制限されていますけど、文句があれば言ってくださいよというのが手続き条例です。

< 首藤委員 >

今後は高齢者、子ども等を守るとか色々な条例を作っていけないといけないので、市民が安全・安心して生活できるということになりますね。

< 部会長 >

最近では保育料引き上げとか、手続き条例の対象になるでしょうね。

この施行実績はどうでしょうか。これに基づく不服申し立てはありますか。担当課はどこになるのでしょうか。

<事務局>

データはとっておりませんでした。担当は法制担当課でやっています。

<首藤委員>

いままでは細かいルールがなくて、国の法律がほとんどでしたよね。だから手続法を使って何かをするのは都市計画くらいですかね。

<部会長>

都市計画は自治システム化していますから。京都市景観条例は大変です。マンションの高さけずるわけですからね。あんなふうに行けるといえるのか、条例で決めたんですけど。生駒市行政手続き条例の施行実績があれば。

<事務局>

次の機会に資料を用意します。

<部会長>

他にありませんでしょうか。それではこの項目については基本構想案のとおりでよろしいでしょうか。

<田中委員>

例示のところによくわからなかったのが、市民の権利利益を保護するため、その手続について、共通する事項を定めなければならないとありますが、共通というのがよくわからなかった。

<事務局>

色々な手続きを行う際に、共通するルールを行政手続条例で定めているわけですから、その部分を指していると考えていただければと思います。

<首藤委員>

前回質問すればよかったのですが、今条例を作るための検討を行っていますが、生駒市の案として例示と基本構想案がありまして、これはどちらが条例として生かされるのでしょうか。

<事務局>

今年度は基本構想案を決めて、それに基づいて条例を作っていきます。その中では、あくまで例示ですので、これを構想案に基づいて、明文化していく時の条文としてこの文言でいいのかというのを検討して頂きくことになります。

<首藤委員>

基本構想案が出来てきて、それに基づいて条例化していくストーリーですね。

<部会長>

基本構想をここで審議する形です。例示は基本構想を考えるために、こういう条例文案としてある。

<首藤委員>

案の案なんですね。

<事務局>

素案ということですね。例えば、条例として盛り込むとしたらこういった内容が望ましいのではないかと提示させていただいています。そういったことを盛り込むための基本構想ということです。

<部会長>

議論する素材として、何も無いといったときに構想案といわれても困るので。

<事務局>

各市の条例を取ってきて、それを見て頂いて内容を検討して下さいということであれば難しいので、言おうとしているのがこういうことなんですということで、個々の条例が的確に表現されているというのをとってきたり、加工したりして、それを参考にしてつくりました。来年はこの考え方についてこれを盛り込みました、条例として規定するにはこれでは不足している、またはもっと細かくしたほうが良いというのが出てくる。

<首藤委員>

例示というのは条例の素案なんですけど、これになるためには基本構想案で全体像を検討して、それでまた例示に戻って調査ということになるんですね。

<部会長>

議論としては、事例が生きてくるのではないかと思います。それに尾ひれつけたりになったりすると思います。基本構想は重要です。

その他ありますでしょうか。

それでは4つの項目について、定めるだけでなく、適切に運用するに変えるということで審議を終えたいと思います。どうもありがとうございました。